

# 【長野県がん先進医療ローン】

(2023年4月1日現在)

商品名	長野県がん先進医療ローン<しんきん保証>
ご利用いただける方	<p>(1) 満年齢18歳以上の方</p> <p>(2) 安定継続した収入がある方</p> <p>(3) 保証会社「(一社)しんきん保証基金」の保証が受けられる方</p> <p>(4) 長野県の「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用にかかる審査で承認された方</p>
お使いみち	<p><input type="checkbox"/> 国が先進医療と認めたがん治療を目的とした本人またはその家族のための治療費</p> <p>※家族とは、お申込人またはお申込人の親族(2親等以内)とします。</p>
ご融資限度額	<p><input type="checkbox"/> 300万円以内(1万円単位)</p> <p>※ただし、長野県が発行する「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用にかかる「承認決定通知書」に記載された対象融資限度額を上限とします。</p>
ご利用期間	<input type="checkbox"/> 3ヵ月以上7年以内
ご融資利率	<input type="checkbox"/> 固定金利:年5.50%(保証料0.25%含む)
お利息の計算方法	<input type="checkbox"/> 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算(元金均等)・月割計算(元利均等)とします。
ご返済方法	<p><input type="checkbox"/> 毎月元金均等・元利均等割賦返済</p> <p>※貸付金額の50%以内につき、6ヵ月毎の増額(ボーナス)返済併用可</p>
保証人・担保	<input type="checkbox"/> (一社)しんきん保証基金が保証しますので原則として不要です。保証会社が必要と認めた場合は、連帯保証人が必要となります。
手数料等	<p><input type="checkbox"/> 融資関係用紙代として220円(税込)が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 所定の印紙代が必要です。</p> <p><input type="checkbox"/> 振込の際には振込手数料が必要です。</p>
お支払方法	<input type="checkbox"/> 可能な限り振込とします。
資金使途確認書類	<input type="checkbox"/> 長野県発行の「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用に係る「承認決定通知書」
苦情処理措置 紛争解決措置	<p><input type="checkbox"/> 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課(9時~17時 電話:0265-74-9618)にお申し出ください。</p> <p><input type="checkbox"/> 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁</p>

	<p>センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> お申込に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li><input type="checkbox"/> 長野県が発行する「がん先進医療費利子補給金交付事業」の制度利用にかかる承認決定通知書が必要となります。</li> <li><input type="checkbox"/> 長野県より利子支払額について申請のうえ補給を受けることが可能です。</li> </ul>